

上申書（構造改革特区「学校設置会社による学校設置事業」に関する行政指導について）

## 別紙 生徒が被る具体的なデメリット（教育的な問題点）

### 「株式会社立通信制高校における生徒指導・支援の状況について」

株式会社立通信制高校につきましては、認可を受けて学校を開校以来、不登校経験のある生徒、発達障害を持つ生徒等の課題を抱える生徒を多く受け入れてまいりました。（2ページの1—（1）—①参照）

これらの生徒については、義務教育段階の小・中学校において、様々な原因・理由等から、必要な学力や人間関係能力ひいては適切な自尊感情を身につけることができずにきました。そのような生徒たちにとって、高等学校への進学は、心理面や生活リズムの安定を図るとともに、中学校までの学習等を回復させ、並行して高等学校の学習等に取り組み進路を実現させるという、容易ならざるチャレンジとなります。事実、既存の公立通信制高校等においては、三年間での進級・卒業率が60%前後であると言われています。すなわち、教育対象が有職少年から不登校経験者等へと大きく変化している現状に対して、既存の通信制高校等の教育課程・仕組み・方法では、必要な対応を取ることができずにいると考えられます。この状況は、途中退学等として、社会適応力などを欠いた極めて不安定な青少年群を社会に送り出すことにもなり、一個の人間の幸福への礎を築くという観点から考えても、人材育成という目的から判断しても、著しく不適切な状況が発生し続けていると捉えざるを得ません。

このような状況を背景に、株式会社立通信制高校については、課題を抱える生徒たちに対する、個々の教育ニーズに合ったきめ細かな指導・支援を行うことを重要な使命のひとつとして、教育の内容・方法に関する研究・工夫・研鑽を積み重ねながら、効果ある教育活動の展開に努めてまいりました。（3ページの（2）参照）

その結果として、株式会社立通信制高校の在籍生徒数が一万名を超えるに至ったことは、それらの教育実践が、保護者や中学校から相応の評価をいただき、必要・期待されていることの現れであり、今後も現状の指導・支援体制を維持・改善しつつ継続していくことが強く望まれているものと考えます。

ところが現在、特例措置816の是正に関する検討が進められ、6月29日に開催された、構造改革特別区域評価・調査委員会による「特例措置816に関する評価意見」（以下、「評価意見」といいます）の内容が規定化されようとしています。それらが実行された場合には、株式会社立通信制高校が実施している現状の教育の継続が難しくなり、在籍生徒たちの学習活動等に大きな支障を及ぼすことは必至と考えます。（3ページの2参照）

それは前述した株式会社立通信制高校の教育に期待して入学した生徒・保護者の願いを裏切ることとなり、ひいては生徒たちの学習権を損なう結果になることも考えられます。また、学校の経営面においても、生徒数減や費用増等の重大な影響を受けることとなります。

下記に、株式会社立通信制高校における生徒指導・支援の具体的なあり方、「評価意見」が生徒に与える教育的な問題点について報告いたします。

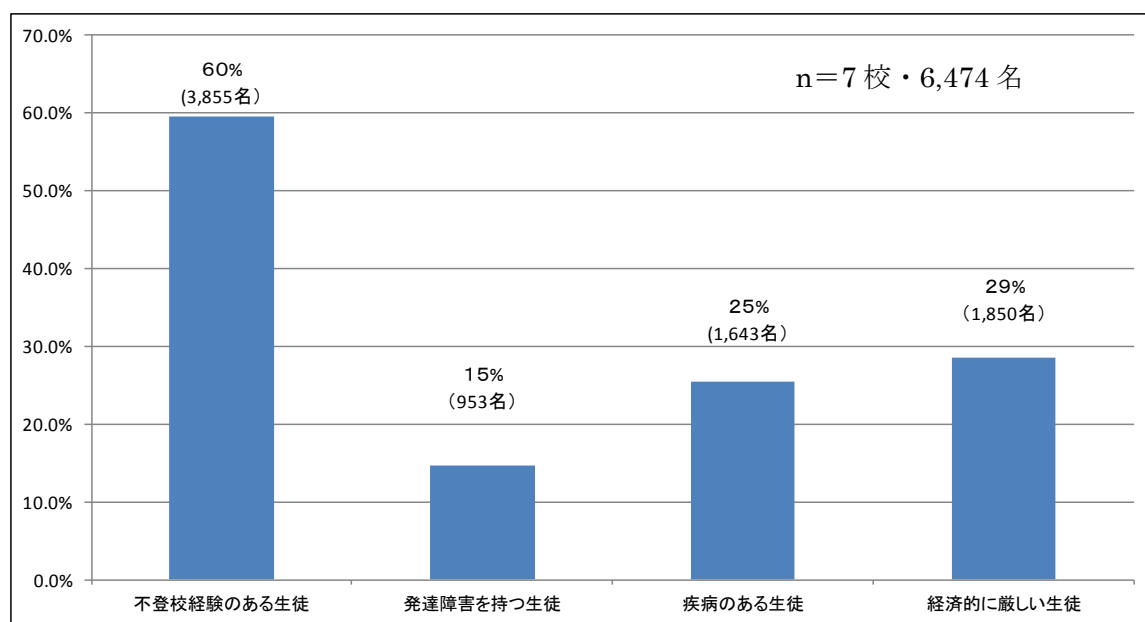
1. 株式会社立通信制高校に在籍する生徒の課題傾向と当該生徒群に必要と考えられる指導・支援のあり方について

(1) 株立通信制高校に在籍している生徒の心理面や学習面等に抱える課題の状況

① 株立通信制高校に在籍している生徒の課題別の割合

	把握方法	割合
不登校経験のある生徒	中学校もしくは前籍高校等での出欠席状況等からの把握。	約60%
発達障害を持つ生徒	入学時の相談等（保護者からの診断に基づく申告）及び文科省によるチェックシートによる把握。	約15%
疾病のある生徒	中学校もしくは前籍高校等の健康診断記録、入学後の健康診断結果等による把握。	約25%
経済的に厳しい生徒	就学支援金の加算支給対象者等数値による把握。	約29%

※7校（6,474名）を対象に、課題傾向別の割合を調査



② 在籍している生徒に見られる、学習面及び生活・心理面の具体的な課題傾向

	課題傾向
不登校経験のある生徒	<p>【学習面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①義務教育段階の未学習部分が多く、基礎・基本が身につけていない。</li> <li>②上記に伴い、学習の取り組み方が身につけていない。</li> </ul> <p>【生活・心理面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①不登校時の生活習慣あるいは疾病等により、生活リズムが不安定である。</li> <li>②心理的に不安感が強く、悩みや状況変化により体調を崩しやすい。</li> <li>③学習や生活について、集団行動が困難な生徒が一定割合いる。</li> <li>④精神的な疾患を抱えている生徒が一定割合いる。</li> </ul>
発達障害を持つ生徒	<p>【学習面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学習に取り組む上で困難な課題を抱えている生徒が多い。</li> <li>②学習の取り組み方が身につけていない生徒が多い。</li> </ul> <p>【生活・心理面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①二次症状で、不登校を経験している生徒が多く、上記の「不登校経験のある生徒」と同様の傾向がある。</li> <li>②環境変化や状況変化への適応力が低い生徒が多い。</li> <li>③医療機関から処方箋を受けている生徒が一定割合いる。</li> </ul>

<b>疾病のある生徒</b>	<b>【学習面】</b> ①不登校経験生徒あるいは発達障害を持つ生徒と同様の傾向を持つ生徒が少なくない。 <b>【生活・心理面】</b> ①医療機関から処方箋を受けている生徒が多い ②長時間の移動や宿泊が、精神的・身体的な負担になる生徒が少なくない。
<b>経済的に厳しい生徒</b>	<b>【学習面】</b> ①不登校経験を持つ生徒が少なくない。 <b>【生活・心理面】</b> ①経済的な負担に不安を感じている生徒が多い。

(2) 該当生徒に必要と考えられる実際の指導・支援について

上述した課題を抱える生徒の状況を踏まえて、学習面、生活・心理面の両面において以下のような指導・支援を実施しています。

**【学習面】**

- ・一貫性と適時性のある指導・支援
- ・義務教育段階の基礎・基本に関する「学び直し」の実施
- ・学習ガイダンスにはじまるスモールステップでの教科指導
- ・前記2項に適切に組み込まれたレポート課題の実施
- ・学習状況の適時・適当な確認及びフィードバックのための、定期試験を含めた評価の適切な実施

**【生活・心理面】**

- ・心理的、身体的な負担度に留意した各種の指導・支援の実施
- ・「日常的生活リズムの安定化により、社会への適応を図る」との考え方を基本においた各種指導・支援の実施
- ・スクールカウンセラーによる継続的な心理支援の実施
- ・個別的な指導・支援の実施
- ・保護者との緊密な連絡・連携に立った指導・支援の実施
- ・医師との連絡・連携による適切な指導・支援の実施

**2. 「評価意見」が生徒に与える教育的な問題点について**

「評価意見」では、「面接指導等（面接指導、添削指導、試験）が特区区域内で行われるよう、改めて認定団体に対して周知・徹底する。」となっておりますが、この規制が適用された場合には、次に示すような教育的また経営的な問題点が発生する可能性が極めて高いことが強く懸念されます。

**【添削指導について】**

- ① 通信制課程における平素の教科指導と添削指導については、個々の状況を踏まえた指導の一貫性や指導の適時性を考えると、同一の教員が実施することが望ましいと考えられます。しかしながら、特区地域における添削指導を実施するようになった場合には、指導の一貫性や適時性を担保することは大変に難しく、逆に、指導にタイムラグが発生するなど、マイナス面が大きくなることが強く懸念されます。
- ② 特区区域内に各教科の添削指導に必要な教員を配置する場合は、適切な人材を確保することが難しく、また、そのための大きな費用が発生するため、必要な指導体制を整備・確保することが極めて困難となります。同時に、その困難さは、特区の学校本校における教育活動に対しても大きな支障を及ぼすことが危惧されます。

**【試験について】**

- ① 非日常的な会場や方法により試験を実施した場合には、その実施方法自体が該当生徒たちにとって理解しにくく、大きな心理的負担となり、事前の準備学習を含めた試験の教育効果が著しく損なわれることが強く懸念されます。

また、一部の生徒については、試験の受験自体が困難になることが見込まれ、そのことにより、学習や生活について改善が見られた生徒についても、再び困難な状況に陥る可能性が極めて高くなります。

- ② 適正回数の試験を特区区域内で行うことは、保護者に経済的な負担をかけることとなり、特に、経済的に厳しい生徒の保護者にとっては大きな負担となって、就学をあきらめる生徒が出てくることも予想され「貧困の連鎖」に繋がる恐れがあります。

以上